IASB「開示に関する取組み」の検討 -開示原則プロジェクトの現状調査-

深谷和広

愛知東邦大学

東邦学誌 第44巻第1号 2015年6月 **研究ノート**

IASB「開示に関する取組み」の検討 -開示原則プロジェクトの現状調査-

深谷和広

目次

はじめに

- I. 開示に関する取組みの概要
- Ⅱ. 表示・開示に関する概念フレームワークの取組み
- Ⅲ. 開示原則プロジェクトの目的と全体像

はじめに

国際会計基準審議会(International Accounting Standards Boards: IASB)は2013年1月に「財務報告開示に関する開示フォーラム」を開催し、このフォーラムで提案された「開示フレームワーク」を開発するプロジェクトがスタートした。このプロジェクトは「開示に関する取組み (Disclosure Initiative)」と呼ばれる。これは国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards: IFRS)における財務報告の開示内容を改善する一連の取組みを意味するものである。IASBは「討議資料:財務報告の概念フレームワークの見直し(Discussion Paper: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting)」で表示および開示を検討した。さらに様々な開示に関する取組みを展開している。本稿は開示に関する取組みにおける開示原則プロジェクトに着目し、討議内容についての現状調査をまとめたものである。

はじめに、開示に関する取組みの概要を述べ、この取組みの全体像のイメージを示している。 次に、開示に関する取組みの前提条件に相当する「討議資料:財務報告の概念フレームワークの 見直し」の表示・開示へ再審議状況を整理する。討議資料のセクション7とセクション8がその 対象である。最後に、開示原則プロジェクトの討議内容を整理し、現状調査の結果を示した。

I. 開示に関する取組みの概要

IASBはIFRS財務報告における開示内容を改善するべく幅広い取組みを展開している。この取り組みは2011年のアジェンダ・コンサルテーションに端を発する。2013年1月に「財務報告開示

に関する開示フォーラム」で開示フレームワークの開発要請が伝えられた。同年5月開示フォーラムの内容をまとめたフィードバック文書が公表された。IASBはこれに対応するべく「討議資料」では表示および開示を検討した。これを補完するものとして「開示に関する取組み」に着手した。この取り組みは、短期の適用プロジェクト、長期の調査研究プロジェクト、また継続的な活動から構成される。2013年6月IASBのHans Hoogervorst(ハンス・ホーヘルフォルスト)議長は、プロジェクトの運営指針として「10ポイントプラン」を公表した。この指針に沿ってプロジェクトが進められている。

図表1: 開示に関する取組み

適用		調査研究			進行中の活動	
Ι	IAS1の修正	IAS7の修正	重要性	開示原則	現行基準の レビュー	電子開示・新規ED

開示に関する取組みは図表1のように適用・調査研究・進行中の活動の3つの部分から構成される取組みである。ここでは開示に関する取組みの概要を示すことにしたい。

<適用プロジェクト>

○国際会計基準第7号「キャッシュ・フロー計算書」(IAS7) の修正

IASBはこの草案によって企業の資本取引を除く企業の財務活動に関する情報と企業の流動性を理解するために役立つ開示を改善するために、「期首および期末の財政状態計算書の増減明細表」の開示と現金および現金同等物の流動性に関する制限の開示を提案するものである。この草案コメント期限は2015年4月17日としている。

○国際会計基準第1号「財務諸表の表示」(IAS1) の修正

IASBは2014年12月短期プロジェクトとしてIAS1の修正を完了した。IAS1の修正は表示および開示の要件に関する内容を明確化し、基準適用に際して判断の行使を可能とするものである。重要性、財政状態計算書、純損益およびその他の包括利益計算書において表示すべき情報、注記、会計方針について修正を行っている。IAS1の修正は2016年1月1日以降の会計期間から発行する予定である。なお、早期適用も可能となっている。

<調査研究プロジェクト>

○重要性

このプロジェクトでは、IAS1の重要性の定義(IAS1.7)をIFRS財務諸表の作成に際して実務上

適用可能とするための調査研究を進めている。IASBは暫定的に重要性に関する適用指針の提供を決定した。これは強制力のない実務記述書の形式を採用する予定である。また暫定的に重要性の特徴を明確化するためにIAS1に重要性の追加項目を導入することを決定した。2015年第1四半期中(Q1)に実務記述書の概略を作成すること、重要性の定義の修正やIAS1の追加項目案を提供することを予定している。これらは開示原則の討議資料に含められる予定である。

○開示原則

このプロジェクトは開示原則を開発するものである。これは現行IFRSの内容を再検討する際に基礎となるものである。現行IFRSとはIAS1、IAS7、国際会計基準第8号「会計方針、会計上の見積の変更および誤謬」(IAS8)である。IASBは2015年末の開示原則の討議資料を公開することを予定している。

○現行IFRSのレビュー

このプロジェクトは、IFRS間の矛盾、複製、重複の識別・査定を目的とした現行IFRSの開示要件の再検討を予定するものである。

以上のように、開示に関する取組みは単一のプロジェクトではなく、複数のプロジェクトのパッケージを意味している。このプロジェクトの運営指針として10ポイントプランがある。この指針に沿ってプロジェクトが進められている。次に10ポイントプランの概略を見ることにしたい。

<開示に関する取組み-10ポイントプランの概略>

2013年6月、IASB議長Hans Hoogervorst氏は10ポイントプランを公表した。これは8つの短期的戦略と2つの中期的戦略から構成される。概略は以下の通りである。

< (1) - (3): 現行の重要性の指針の明確化>

重要性の指針の明確化のために、IAS1の修正で重要性と集約(第29項から第31項)を改訂した。 その要点は以下の点にある。重要性のない情報は有効な情報から削除することは可能である。重 要性は財務諸表全体(注記を含む)に適用する。重要性は各基準の開示要件ごとに適用する。

<④-⑤:注記の順番に関する指針の明確化>

注記の順番に関する指針の明確化のために、IAS1の修正で注記の構成(第112項から第116項) を修正し、会計方針の開示の第120項を削除した。この結果、注記の順番は例示であり、その順 番に柔軟性があることを明確化した。また会計指針の開示の配置の柔軟性を明確化した。

<⑥:正味債務調整表の開示要件の適否検討>

正味債務調整表の要件を検討した結果、2014年12月にIAS7の修正草案を公表した。これは企業の財務活動に関する情報を開示するため財政状態計算書の期首から期末までの増減明細表を開示するものである。

<⑦: 重要性の指針の開発>

重要性の適用指針や教育資料の開発を検討する。重要性プロジェクトにおいて検討が進められた。2015年Q1に実務記述書の公開草案の公表を予定する。このプロジェクトは国際監査・保証基準審議会(International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB)と証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions: IOSCO)と共同作業を進める予定である。

<⑧:新基準の開示目標>

新基準設定において、開示目標および開示事例を重視して、開示要件により規範性の低い用語 を採用する。この方針は新基準の設定において採用が進められている。

< 9:新基準を目標とする調査開始>

新基準を設定するためIAS1、IAS7、IAS8の根本的レビューの実施を目標として開示原則プロジェクトを開始する。開示原則プロジェクトでは2015年末を目標として開示原則の討議資料を作成する予定である。また2014年7月、調査プロジェクトとして業績報告書プロジェクトを追加した。これらの調査プロジェクトのゴールが開示フレームワークと想定されている。

<⑩:現行基準の開示要件の全般的レビューの実施>

上記の作業が完了した結果、現行IFRSの開示要件を全般的に見直すことを予定する。

現状は、当初予定された短期的戦略を着実に進めている段階にある。①~⑥を具体化したことになる。対応するのはIAS1とIAS7の狭い範囲の修正に該当する。⑦は重要性プロジェクトにおける実務記記述書の作成に該当する。⑨は現在の開示原則プロジェクトに相当する。⑩は今後の課題であるが、財務業績報告を検討するプロジェクトと連動する予定である。

図表2: 開示に関する取組み-10ポイントプランの概要

短期的戦略	中期的戦略
IAS1の狭い範囲の修正を検討する。	
①重要性の原則の意味の明確化	⑨ IAS1、IAS7、IAS8の根本的な見直しを図る調査プロジェクトを開始すること。
②重要性の判断の適用範囲の明確化 (注記を含む財務諸表全体)	
③開示の重要性の個別判定の明確化	⑩「財務報告の概念フレームワーク」の見直しおよ びIAS1、IAS7、IAS8の調査プロジェクトの結果を
④財務諸表注記の順序に関するIAS1項目の削除	踏まえて、現行IFRSの開示要件の体系的な再検討 を実施すること。
⑤会計方針の開示箇所の柔軟化	
⑥正味債務調整表の開示要求の適否	
⑦重要性の判断に関する教育資料又は指針の開発	
⑧新基準作成時に、開示目的や例示を重要視し、開 示要件の規範性を弱めた文言を使用すること。	

Ⅱ.表示・開示に関する概念フレームワークの取組み

開示に関する取組みは「討議資料:財務報告の概念フレームワークの見直し」を補完するものとして開始された。ここでは討議資料の「セクション7:表示と開示」と「セクション8:包括利益計算書の表示-純損益とその他の包括利益」の内容を整理することにしたい。このためIASBスタッフ資料:『討議資料:財務報告の概念フレームワークの見直し』の再審議の影響(Staff Paper: Effect of Board redeliberations on DP: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting)から該当部分を翻訳している。本資料は討議資料の予備的見解と公開草案に向けた決定事項を併記し、草案作成の準備状況を推測するための資料である。

「セクション7:表示と開示」

(主要な予備的見解)

- a) 基本財務諸表の目的は、認識した資産、負債、持分、収益、費用、持分変動及びキャッシュ・フローに関する要約された情報を提供することにある。これらは企業に資源を提供する意思決定を行う際に財務諸表利用者に有効な方法で分類・集約される。
- b) 財務諸表注記の目的は、以下の有用な情報を提供して基本財務諸表を補足することにある。
 - 1. 企業の資産、負債、持分、収益、費用、持分変動、キャッシュ・フロー
 - 2. 企業経営者や統治機関が効率的・効果的に企業資源を利用する責任を果たしたのか?

- c) 財務諸表注記の目的を達成するために、IASBは以下の開示を提供するように求めている。
 - 1. 報告企業全体に関する情報
 - 2. 企業の主要財務諸表で認識された金額および変動 (例えば、表示項目の分解、増減の内 訳、調整表など。)
 - 3. 企業の未認識の資産および負債の性質と程度
 - 4. 企業の資産および負債から生じるリスクの性質と程度
 - 5. 表示金額や他の方法で開示された金額に影響を与える手法、仮定、判断またはその変更
- d) 重要性の概念は現行概念フレームワークにおいて記述されている。従って、IASBは概念フレームワークにおいて重要性の指針の修正や追加を提案していない。なお、IASBは概念フレームワークプロジェクトにおいて追加指針や教育資料の開発を検討している。
- e) 将来予測情報は、報告期間中に存在した資産および負債について、また現存の資産および負債について目的適合性のある情報を提供する場合には注記に含めなければならない。

(公開草案に向けた暫定決定)

2014年6月19日、IASBはセクション7について以下の点を決定した。

- a) 開示・表示要件に関する基準は明確な目標を持つべきとした討議資料の提案を再確認すること。
- b) 有効な財務情報との効果的コミュニケーションを促進する開示・表示の要件を開発すべきと した討議資料の提案を再確認すること。
- c) 討議資料で提案されたコミュニケーション原則を含めること。
- d) 概念フレームワークでは電子的な財務諸表の様式の議論を含めないこと。

2014年7月24日に、IASBはセクション7について以下の点を決定した。

- a) 討議資料で提案された基本財務諸表の概念を導入しないこと。
- b) 財務諸表の目的は将来の正味キャッシュ・インフローの見通しと企業の資源への受託責任を 査定する上で財務諸表の利用者に有効となる企業の資産、負債、持分、収益、費用の情報を 提供することにあると述べること。この結果、財務諸表は企業の財政状態、財務業績および キャッシュ・フローの情報を提供する。
- c) 基準設定において必要と想定する注記開示の議論を進めること。
- d) 討議資料で提案されたリスクと将来予測情報の開示の議論は留保すること。
- e) 討議資料で提案された分類・集約、相殺、比較情報の指針を留保すること。

2014年11月19日に、IASBはセクション7について以下の点を決定した。

IASBは概念フレームワークでは開示目的は財務諸表の利用者が財務諸表で認識される金額を

計算できるように情報を規定すべきか否かにはコメントしないことを決定した。この点は開示に 関する取組みのプロジェクトで検討すべきことである。

「セクション8:包括利益計算書の表示」

(主要な予備的見解)

- a) 概念フレームワークは損益合計又は小計を求めることを主張している。この結果、収益又は 費用項目のいくつかはリサイクルされるか、その可能性がある。
- b) その他の包括利益(Other Comprehensive Income: OCI) を利用する場合、資産・負債の当期測定の変動から生じる収益項目又は費用項目(再測定)に限定されるべきである。しかしながら、再測定の項目の全てがその他の包括利益で認識できるものではない。セクション8はどの再測定をその他の包括利益に含められるのかを定めるために利用可能な2つのアプローチを議論した。(OCIへの狭いアプローチとOCIへの広いアプローチ)

(公開草案に向けた暫定決定)

2014年6月19日に、IASBはセクション8について以下の点を決定した。

- a) 損益合計又は小計を求めること。
- b) 損益を当期の企業業績に関する情報の主要な源泉として記述するが、唯一の情報の源泉では ないことを強調すること。例えば、その他の包括利益に含まれる項目は企業業績の情報を提 供する。
- c) 期中の経済的資源から企業が生み出したリターンを示すものと将来のキャッシュ・フローの 見通しを査定する為に有効な情報を提供するものという損益の目的を記述すること。2015年 1月21日に公開草案にこの考え方を残すが損益の目的として記述しないことを決定した。
- d) 収益と費用の項目を全て損益に含められねばならないとする反証可能な仮定を含めること。 ただし、特定の基準で収益と費用の項目、またはその構成要素をその他の包括利益に含める ことが当期の企業業績の主要な情報源としての損益の目的適合性を強化すると結論する場合 を除く。
- e) 上記d)で議論した反証可能な仮定が反証される場合の事例があると述べること。財政状態計算書の資産・負債にある測定基礎が適切で、また損益に他の測定基礎が適切である場合である。この場合に、この結果生じる差異がその他の包括利益で報告される。
- f) その他の包括利益に含められる収益と費用の全ての項目を損益にリサイクルすべきとする反 証可能な仮定を含めること。

2014年7月24日に、IASBはセクション8について以下の点を決定した。

- a) 資産と負債を原価で測定する場合に生じる収益と費用については、収益と費用の項目を全て 損益に含める反証可能な仮定を反証することはできないことを提案すること。
- b) 収益と費用の項目を全て損益に含める反証可能な仮定は以下の場合にのみ反証可能であると 提案すること。資産と負債の当期測定の変動又は変動やその変動の構成要素をその他の包括 利益に含めることが当期の企業業績の主要な情報源泉として損益の目的適合性を強化する場 合である。
- c) 資産や負債の当期測定の変動から生じる収益と費用の項目をその他の包括利益に含めること は表示と開示への区分、集約、分解原則の適用であると強調すること。これは財務情報との 効果的なコミュニケーションを提供し、この情報をより理解可能なものとするように設計されている。

これまで討議資料の予備的見解を示した後、公開草案に向けた暫定決定の内容を見てきた。「セクション7」と「セクション8」の骨格は以下のように想定することができる。「セクション7」には重要な内容変更は予定されていない。重要な変更点は基本財務諸表の概念を導入することなく、財務諸表の目的を設定したところにある。また、財務諸表注記は基準設定上必要な範囲の議論を想定する。討議資料における分類、集約、相殺、比較情報の諸概念、コミュニケーション原則は留保される。また、「セクション8」では討議資料での論点の明確化が予定される。損益区分を設定し、企業業績の主要な情報源泉と位置づけている。収益と費用項目は全て損益に計上される反証可能な仮定を設定し、反証可能な場合を設定する。また、その他の包括利益に含められる収益と費用の項目の全てを損益にリサイクルすべきとする反証可能な仮定を含める。これら討議資料と暫定決定を踏まえて、開示に関する取組みが進められることになる。

Ⅲ.開示原則プロジェクトの目的と全体像

2014年4月、IASBは開示に関する取組みの調査プロジェクトとして開示原則プロジェクトを開始した。このプロジェクトの目的は基準レベルのプロジェクトの基礎となる一組の開示原則を識別し、開発することにある。このプロジェクトはIAS1、IAS7、IAS8の開示要件を見直し、これ代わる基準の検討を進めるものである。この結果は開示フレームワークの基礎を構成することになる。このプロジェクトでは2015年中に討議資料「開示原則」の提案予定である。

2014年4月の段階で以下のようなテーマを識別した。当初は、注記開示と財務諸表情報を優先させる意向であった。

注記開示の原則(目的と境界線、情報の組織、配置、様式、リンクの原則)

- IFRS財務諸表における情報(非IFRS財務情報の表示と開示、比較情報)
- キャッシュ・フロー報告
- 異なる開示と比例原則 (proportionality)
- 中間財務情報の開示

2015年2月時点の資本市場助言委員会 (Capital Markets Advisory Committee) とIASB代表との会議において開示原則の討議資料の主要項目を以下のようにまとめている。以下では2015年3月までにIASB会議において検討がなされ、暫定決定した項目の内容をのみを列挙している。この後の方向性を概観する。ここではIASB会議における開示原則の審議資料 (Agenda Paper) と審議結果 (IASB Update) を整理し、現状を概観してみた。

図表3:開示原則:討議資料の主要項目

全体の諸原則					
基本財務諸表と注記の役割		重要性と合算		コミュニケーション原則 グループ、順番、様式	
個別問題					
非IFRS情報	開示目的	開示の首尾一貫性/ 比較可能性	相互参照	会計方針	比例性
幅広い問題					
会計方針・見積りの変更の開示 (IAS8)		現行基準への意味 (IAS1)		k	電子的報告書

<基本財務諸表と注記の役割>

審議資料 (AP11(a)) 「主要財務諸表と注記の役割」(2014年10月 IASB会議)

IASBは基本財務諸表(財政状態計算書、包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書)の役割と注記の役割をそれぞれ検討したが、決定は行わなかった。ここでは財務諸表の役割は、資産、負債、持分、収益、費用から構成される比較可能な要約であるとした。また注記の役割は財務諸表情報を説明するか、補足することであるとした。

審議資料(AP11B)「注記を除く財務諸表の役割」(2015年3月 IASB会議)

IASBは財務諸表の役割ついて検討を行い、以下の諸点を決定した。

a) 一般開示基準 (例えば、IAS1またはこれに代わる基準) は財政状態計算書、損益およびその 他包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書を「基本財務諸表」と すると定めること。

- b) 「表示」や「開示」の用語を採用する場合、「基本財務諸表」または「注記」のいずれを意図した配置先かを必ず定めなければならないこと。
- c) 基本財務諸表の役割を記述し、基本財務諸表における各計算書の意味を含めること。

<重要性>

審議資料 (AP11C)「重要性」(2014年11月 IASB会議)

IASBは重要性プロジェクトの次のステップについて議論し、以下の諸点を決定した。

- a) IFRSにおける重要性の定義をIAS1、IAS8、概念フレームワークの諸定義と調整する範囲のみ変更すること。しかしながら、開示原則の討議資料で重要性の定義を留保する根拠を説明する予定である。
- b) 重要性の主要な特徴を明確化するためにIAS1に項目を導入すること。これは開示原則の討議 資料に含める予定である。
- c) 重要性の適用に関する指針を提供すること。これは実務記述書の形式を採用する予定である。
- d) 基準レビューの作業について、さらに作業が実施されるまで待つこと。
- e) 要件には適用上の重要性のある場合にのみ適用するという覚書を含めないこと。

審議資料 (AP11A) 「実務基準書:財務諸表への重要性の適用」(2015年3月 IASB会議) IASBは実務記述書の方向性と内容を検討したが、決定は行わなかった。IASBは2015年6月に 重要性についての実務記述書の草案を公表する予定である。

<コミュニケーション原則>

審議資料 (AP11A(c)) 「コミュニケーション原則」(2014年10月 IASB会議)

IASBは暫定的に開示原則の討議資料では財務情報との良好なコミュニケーションのための原則を議論することを決定した。また討議資料にはコミュニケーション原則に関する教育資料や権威ある要件を含める必要があるかどうかの点を設問することを決定した。

<企業活動の一体的描写>

審議資料(AP11A)「財務諸表の一体性」(2014年12月 IASB会議)

IASBは暫定的に以下の点を決定した。

- a) 一体性を支える諸概念はIFRS財務諸表の情報とリンクするコミュニケーション原則に含めるべきである。
- b) 開示に関する取組みから生じるIFRSの変更を完全な1組の財務諸表全体に一体性を求める個

別原則に含めるべきではない。

<情報の様式>

審議資料 (AP11A) 「注記における情報の様式」 (2014年11月 IASB会議) IASBは暫定的に以下の点を決定した。

- a) 討議資料はIFRS全体に適用可能な高いレベルの様式の指針を含めること。
- b) 様式に関する教育資料を開発すること。

<相互参照>

審議資料 (AP11B)「財務諸表以外でIFRS情報開示の相互参照」(2014年12月 IASB会議) IASBは討議資料に以下の点を含めることを決定した。

- a) 財務諸表以外にIFRSで求められる情報を開示し、この情報を相互参照で財務諸表に組み込む 一般原則を含めること。
- b) 以下の状況にこの一般原則の適用を制限すること。
 - i) 企業が財務諸表以外で年次報告書内にIFRSで求められる情報を配置する場合
 - ii) この一般原則の適用によって年次報告書全体をより理解可能なものとする場合
 - iii) 財務諸表が変わることなく理解可能で公正に表示される場合

<会計方針>

審議資料 (AP11A(c))「重要性―会計方針の開示」(2014年9月 IASB会議)

IASBは会計方針開示とどのような会計方針に関する情報を開示すべきかを議論した。この段階では決定は行われなかった。2015年4月IASB会議ではこの点に関する予備的見解を検討する予定である。

<財務諸表における非IFRS情報>

審議資料 (AP11B)「代替業績指標」(2015年2月 IASB会議)

IASBはIFRSで財務諸表の注記による代替業績指標の開示を禁止すべきではないと指示した。 しかしながら、財務諸表本体での代替業績指標の開示を許可すべきか否かの点については意見が 分かれていた。またIASBはスタッフに討議資料に含めるために代替業績指標の定義を明確にす ること、財務諸表において代替業績指標の利用に対する質的制約を開発することを求めた。 またIASBは討議資料に以下の予備的見解を含めることを決定した。

- a) IFRSは、AP11Bの第46項の議論に沿って、包括利益計算書に非反復、例外、異常項目の描写 について追加指針を含めること。
- b) 損益計算書でのEBIT (利払前税引前利益) やEBITDA (利払い前・税引き前・減価償却前・ その他償却前利益) の表示はIFRSを順守すること。この場合には損益計算書が「性質別に」 表示されること。またこの小計はIAS1の第85項から第85B項を順守していることを前提とす る。

審議資料 (AP11C) 「その他の非IFRS情報」(2015年2月 IASB会議)

IASBは次の点を決定した。討議資料は以下の予備的見解を含めるべきである。

- a) IFRSは企業が財務諸表における非IFRSとして識別している情報の配置を禁止してはならない。
- b) IFRSは新しい開示基準で企業の財務諸表において非IFRSとして識別される情報表示について 指針を提供しなければならない。この指針は審議資料(AP11C)の第20項での議論を反映し なければならない。

現在作業中である現段階で、開示原則の討議資料の内容を詳細に分析することは困難である。 しかしながら、これまでの現状調査の結果として「図表3:討議資料の主要項目」から個々のテーマ」の意味を想像することができる。開示原則の討議資料では全体の原則を設定し、個別の問題点に対する原則を設定することによって開示フレームワークの設定を構想しているように思われる。また開示原則の対象としてIAS8、IAS1、電子的報告を想定している。

また「図表4:付録―開示原則:討議資料のテーマ案」からも開示原則プロジェクトの各テーマと位置づけとの相互関係を想像することができる。ここでも図表3と同様に、全体の諸原則を位置づけて、適用上の個別問題を配列している。今後さらに開示に関する取組みの開示原則プロジェクトの意義を理解するために、概念フレームワーク草案および業績報告プロジェクトとの相互関係についても理解を深めたい。

図表4:付録A-開示原則:討議資料のテーマ案(1)

	セクション(案)	現在の状況			
1	財務諸表での表示と開示の諸概念				
	主な財務諸表と注記の役割	●2014年10月、IASBと協議した。2015年3月、IASBと「注記を除く財務諸表の役割」の内容を協議した。 ●次のステップ ○2015年4月、「注記内容一説明と補足情報」の討議を予定する。			
	重要性	●2014年11月、IASBと協議した。2015年3月、IASBと実務 記述書の内容と草案を検討した。 ●2015年4月、重要性の指針の変更点の検討を予定する。 ●次のステップ ○重要性の現行定義を留保する論理を討議資料に記述し、 問題点へのフィードバックを求める。 ○重要性の特徴点を明確にするためIAS1に追加する。			
	コミュニケーション原則	●2014年10月、IASBと協議した。 ●次のステップ ○討議資料を作成する。 ○コミュニケーション原則をIFRSまたは教育資料の一部に 含めるべきかの質問を含める。			
2	完全な一組の財務諸表への概念適用				
	合算/分解	●2015年4月、IASBとの協議を予定する。 ●2015年4月、重要性の議論とリンクさせる。			
	情報の集団化・企業活動の一体的描写	●2014年12月、IASBと協議した。 ●次のステップ ○討議資料を作成する。			
3	注記への概念適用				
	情報の集団化・企業活動の一体的描写	●2014年12月、IASBと協議した。 ●完全1組の財務諸表に適用する議論を参照のこと。 ○討議資料を作成する。			
	注記開示の首尾一貫性と比較可能性	●2015年Q1、IASBと協議を予定する。			
	相互参照	●2014年7月と10月、IASBと協議した。 ●次のステップ ○討議資料を作成する。			
	情報の様式	●2014年11月、IASBと協議した。 ●次のステップ ○討議資料を作成する。 ○IFRS全体に適用可能な高レベルの様式の指針を含める。 ○様式に関する教育資料を開発する。			
	会計方針	 ●2014年9月、IASBと協議した。 ○開示原則プロジェクトに含めると決定した。 ●次のステップ ○討議資料を作成する。 ○2015年4月、予備的見解のため、IASBとの協議を予定する。 			

図表4:付録A-開示原則:討議資料のテーマ案(2)

4	財務諸表における非IFRS情報	●2015年2月、IASBと協議した。●次のステップ○討議資料を作成する。
5	キャッシュ・フロー計算書 [英国FRCによる調査]	●2014年10月と12月、IASBと協議した。●次のステップ○業績報告プロジェクトに移行した。○UKのFRCはIASBと調査実施を予定する。
6	会計方針と見積変更の開示 [イタリアOICによる調査]	●2015年 5 月、IASBとの協議を予定する。
7	勧告の適用	●現行基準の適用-2015年5月にIASBとの協論を予定する。 (ニュージーランド外部報告審議会による調査) ●IAS1修正の可能性 基準全体をレビューするための他の意味合い

≪参考文献≫

IASB: Agenda Consultation 2011 (2011)

IASB: Discussion Forum-Financial Reporting Disclosure Feedback Statement (2013)

IASB: Discussion Paper: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting (2013)

IASB: ED:Disclosure Initiative:Proposed amendments to IASI~(2014)

IASB: ED: Disclosure Initiative : Proposed amendments to IAS7 (2014)

IASB:Staff Paper: Effect of Board redeliberations on DP:A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting (January 2015) (2015)

Hans Hoogervorst, Breaking the boilerplate, IFRS Foundation conference, Amsterdam, 27th June 2013 (2013)

受理日 平成27年3月31日